



2018年3月6日

各 位

会社名 株式会社神鋼環境ソリューション

代表者名 取締役社長 粕谷 強

コード番号 6299

上場取引所 東証第二部

問合せ先 総務部長 芳野 真弘

(電話：078-232-8018)

当社における不適切行為に関するご報告

株式会社神戸製鋼所（当社への出資比率 80.2%）は、同社グループの品質自主点検により発覚した不適切行為について、2017年10月26日、松井巖氏（元福岡高検検事長、弁護士）を委員長とする外部調査委員会を設置し、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

今般、同社は、外部調査委員会の調査によって明らかになった事実関係を説明するとともに、その原因分析及び再発防止策を報告するため、本日付けで同社グループにおける不適切行為に関する報告書を公表いたしました。

今般の神戸製鋼所の報告書において、当社の不適切行為に関して【別紙】のとおり報告されておりますのでお知らせいたします。

神戸製鋼所グループの品質自主点検に対する外部調査委員会の検証過程においては、サンプル品を点検対象に含めたり、突合せ確認を省略していた項目についても全て突合せ対象としたりするなどの補充的な点検作業等が行われました。

その結果、あらたに当社の技術開発センター分析試験部門で不適切行為が確認されましたが、不適切行為が確認された試験結果によるお客様の操業や安全性に影響を及ぼすような問題は発生しておりません。また、関係するお客様各位に対しては、本件不適切事案について既にご説明済みであります。

当社としてこのような不適切行為を発生させたことについて、改めてお詫び申し上げますとともに、本件不適切事案の経緯、原因究明など事実関係の調査を踏まえ、徹底した再発防止策を策定して参ります。

なお、本件による業績への影響はありません。

以上

【別紙】＜神戸製鋼所グループにおける不適切行為に関する報告書より＞

株式会社神鋼環境ソリューション 技術開発センター 分析試験部門

ア 本件不適切行為の概要

株式会社神鋼環境ソリューションにおける技術開発センター分析試験室の処理試験グループは、産業ソリューション営業部薬品グループ等（依頼部門）からの依頼を受けて、水処理薬剤の処理性能等に関する処理試験、選定試験等の業務を行っており、要求された試験を実施し、試験結果を報告するものとされていた。

しかし、処理試験グループの主任部員である A は、水処理薬剤選定試験に関し、試験報告書に、実際に得られたのとは異なる試験結果を記載し、依頼部門へ試験報告書を提出していた。その結果、当該改ざんされた試験結果に基づき、依頼部門から顧客に当該試験報告書が提出された（**本件不適切行為①**）。また、A は、再点検の過程において、本件不適切行為①の発覚を免れるため、上記試験報告書ではなく、実際には顧客に提出していない、つまり改ざんのなされていない試験報告書を新たに作成し、これを顧客に提出したものと装った。

また、処理試験グループの試験員である B は、水処理薬剤選定試験に関し、試験報告書に、実際に得られたのとは異なる試験結果を記載し、また、一部は、実際に試験を行っていないにもかかわらず、試験を行ったものとして試験結果を記載した。その後、当該改ざん又はねつ造された試験結果に基づき、顧客に試験報告書が提出された¹（**本件不適切行為②**）。

また、同じく処理試験グループの試験員である D は、水処理試験に関し、当該試験から得られた一部の数値が異常値であると考え、試験報告書に、実際に得られたのとは異なる試験結果を記載した。その後、当該改ざんされた試験結果に基づき、顧客に試験報告書が提出された（**本件不適切行為③**）。

イ 対象製品等及び期間

本件不適切行為①及び②は、株式会社神鋼環境ソリューションの提供する分析・試験業務のうち、水処理薬剤選定試験に関し、本件不適切行為③は、水処理試験に関し、行われていた。

¹ なお、本件不適切行為②には、依頼部門の C も関与していた。

本件不適切行為①は、2016年10月頃から2017年8月頃まで、本件不適切行為②は、2017年2月頃から同年5月頃まで、本件不適切行為③は、同年1月頃及び同年3月頃に行われていた。

ウ 実行者及び認識者

本件不適切行為①は、Aにより、本件不適切行為②は、B及びCにより、本件不適切行為③は、Dにより行われていた。

本件不適切行為①についてはBが、本件不適切行為②についてはAが、その存在を認識していたが、分析試験室長であるEがその存在を認識していたことを示す証拠は確認されていない。本件不適切行為③については、D以外の者がその存在を認識していたことを示す証拠は確認されていない。